

原著

私立大学図書館の組織開発の歴史的展開

村上孝弘（龍谷大学図書館事務部）

要約：本稿は、私立大学図書館の組織開発活動について、私立大学図書館協会の戦前や戦後初期の動向を中心に俯瞰したものである。現在、大学のガバナンス改革の議論の中で、大学職員の資質向上をすなわちSDの議論が盛んになっている。この大学職員のSD活動の嚆矢が大学図書館の組織開発活動にあり、またその過程では自己点検・評価活動に通ずる大学図書館の実態調査が文部省のそれに先駆けて実施されていたことが明らかとなった。大学図書館の組織活動は、70年代以降、電算化・情報化の方向に収斂していき、大学全体の管理運営との関連を欠落することとなり、90年代以降のSD活動の脈絡からは次第に忘却されていくことになる。しかし、SD活動が着目される現代においてこそ、大学図書館の組織開発活動の先見性と蓄積に学ぶ意義は高まっているともいえよう。

（キーワード：大学のガバナンス改革、私立大学図書館協会、全国私立大学図書館実態調査、SD活動、自己点検・評価）

Historical development of organizational development of the private university libraries in Japan

Takahiro MURAKAMI

Ryukoku University library office part

Abstract : This paper was subjected to historical considerations about the organizational development of the Japanese private university library. Mainly it was subjected to analysis with a focus on pre-war and post-war early organizational development activities of private universities Library Association. Recently, in the discussion of governance reform of the University, discussion of quality improvement of university staff have become popular. Specifically, the legal reduction and obligation of the SD activities of university staff are discussed. Pioneering figure of SD activities of university staff is in the organization and development activities of the university library. The organizational activity of the university library can also be considered a pioneer of self-inspection and evaluation activities in Japan. Early postwar period, survey of private university libraries have been implemented in more than 15 years ago that the Ministry of Education to practice. To learn the history of the organization and development activities of these pioneering, university library can be expected to obtain a large suggestion to challenges of management and operation of the modern university library.

（Key Words : governance reform of universities, private university Library Association, National Private University Libraries Survey, SD activities, self-assessment）

1. はじめに

「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」（2014年）以降、中央教育審議会の大学分科会・大学教育部会では、大学改革を支える職員の位置付けと役割、育成について、様々な議論

がなされている。具体的には、①大学職員の資質向上、②「事務組織」の見直し、③「専門的職員」の設置、の三点である。

これら大学改革を支える大学職員の能力向上に関わる議論は、ことさら今に始まったものではな

く、90年代の大学設置基準大綱化以降に幾度となく議論されてきたものである。たとえば、SDという概念もその頃から大学職員の間で広く認知されるようになってきている。

さらに最近では、ODという概念が大学においてもよく使われるようになってきた。ODは、Organizational Developmentの略称であり、FD(Faculty Development)やSD(Staff Development)を包摂した概念として捉えることができる。すなわち、ODにおいては、大学管理職、大学教員、大学職員の関係性を重視した組織開発が志向されているといえる。

本稿では、日本の大学図書館特に私立大学図書館の組織開発(OD)の歴史的展開について、私立大学図書館協会の戦前から昭和20年代までの組織開発活動を中心に、現代的視点から俯瞰・分析を行うことにより、現代の大学改革への示唆を得ることを目的とした。

2. 大学図書館、大学図書館職員の現状

大学図書館の組織開発活動を歴史的に検討する前に、大学図書館、大学図書館職員をめぐる現行の法制度と現状について紹介する。

1) 大学図書館設置の法的根拠

大学図書館設置の法的根拠としては、「学校教育法施行規則」の第1条「学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。」のほかに、設置・運営について直接規定する法律は存在しないとされている¹⁾。

そのため、大学図書館の具体的な設置については、「大学設置基準」に拠るところとなっている。同基準では、まず(校舎等施設)として第36条に「大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。」とあり、「1. 学長室、会議室、事務室」「2. 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。)」「3. 図書館、医務室、学生自習室、

学生控室」の3つの施設群の一つとして図書館が位置づけられている。

さらに図書館は、(図書等の資料及び図書館)として、第38条に改めて次のように規定されている。

「大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。」

2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。」

このように、大学図書館は大学設置基準上も明確にその設置が定められているものであり、他の事務組織とは異なり、その機能・内容についても詳細に規定されている。事務組織の一部にありながら、人事異動その他の面で、従来から大学図書館が独立した機関であるという色彩が強かった要因は、このような独自の法的根拠を有することにも拠っているのであろう。

2) 大学図書館職員の現状

以上見てきたように大学図書館は大学設置基準において、施設・設備面、人的側面それぞれに詳細な根拠規定が定められている。特に、大学図書館職員の人的根拠として、「図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。」と規定されていることから、従来から「図書館職員=専門職」と見なされることが多くなり、一般的な大学職員と大学図書館職員の間において、ある種の隔たりのようなものが感じられることがあった。

大学図書館職員の属性についても、これまで多

かつたといわゆる司書採用の大学図書館職員の多くは、大学職員としての自覚ではなく、「図書館司書」としての専門職の意識が強いように思われる。大学に就職したというよりは、図書館に採用されたという意識の方が強かったということである。また、特にこのところの、大学図書館現場における非専任化・外注化の促進により、司書職を含めた大学図書館職員の育成・確保の在り方については、各大学においても大きな課題となっている²⁾。

私立大学図書館職員の実態をまとめたものが表1である。この10年間で私立大学の新設が相次ぎ、図書館本館の数も約1.3倍となっており、あらためていうまでもなく、専任職員の減少と非専任職員の増加が顕著である。また、2000年度では調査対象にも入っていなかった「派遣職員等」という身分区分が、2006年度以降は調査対象となり、2013年度現在では、私立大学図書館職員の構成比の3割を超えている。

表1 私立大学図書館の職員数と本館数の推移

年度	2000	2006	2010	2013
専従職員	4,924	3,788	3,254	2,924
兼務職員	739	868	873	948
非常勤職員	817	919	1,022	1,013
臨時職員	2,000	1,842	1,466	1,302
派遣職員等	—	1,913	2,507	3,008
職員合計	8,480	9,330	9,122	9,195
本館	462	547	591	597

※『日本の図書館 統計と名簿』³⁾の各年度版をもとに作成。

3) 認証評価における大学図書館

認証評価において、これまで大学図書館はどのような評価を受けてきたのであろうか。2010（平成22）年度までの一巡目の認証評価に適用されていた大学基準協会の「大学基準」（以降、「旧基準」と表現する）には、旧基準11に「図書・電子媒体等」として、「大学は、図書・電子媒体等の資料を体系的・計画的に整備し、利用者の有効な活用に供しなければならない。」と規定されていた。旧基準11の解説文は下記のとおりである。

「大学における教育研究を推進するためには、図書、学術雑誌、電子媒体等の学術情報の整備が極めて重要である。大学は、適切な規模の図書館を配備し、質・量ともに十分な水準の学術情報資料を系統的に集積し、その充実に配慮するとともに、その効果的な利用を促進するために必要な措置を講じなければならない。また図書館ネットワーク等を利用した学術情報の広域的な活用促進の方策を講ずることも必要である。また社会への学術研究の情報提供のため、大学博物館、研究成果の展示室等の学術情報発信施設を整備することが望ましい。」

認証評価一巡目（2004（平成16）年度～2009（平成21）年度）の評価結果について、「保留校」（21校）が旧基準のどの規定に関して「必ず実現すべき改善事項」として具体的に問題点を指摘されたかについて、表2にまとめた。

表2 保留大学の指摘事項一覧

（「必ず実現すべき改善事項」）

	名称	指摘大学数
基準1	理念・目的	2
基準2	教育研究組織	0
基準3	教育内容・方法	5
基準4	学生の受け入れ	17
基準5	学生生活	1
基準6	研究環境	0
基準7	社会貢献	0
基準8	教員組織	8
基準9	事務組織	1
基準10	施設・設備	0
基準11	図書・電子媒体等	2
基準12	管理運営	5
基準13	財務	14
基準14	点検・評価	7
基準15	情報公開・説明責任	5

※各年度の『大学評価』結果報告書⁴⁾をもとに作成。

保留校のうち、「必ず実現すべき改善事項」とし

て指摘が多かったのが、旧基準4「学生の受け入れ」であり、旧基準14「財務」がそれに次いでいる。大学図書館に関する旧基準11の「図書・電子媒体等」は、2校であった。旧基準11の指摘に該当した洗足学園音楽大学は、「ネットワーク整備や貸し出し・返却方式の不備」、日本経済大学は、「年間受入冊数の少なさ、専任職員を配置していないこと」によるものであった。

さらに、「不適合校」3校（那須大学＜宇都宮共和国大学へ改称＞、身延山大学、成美大学）については、旧基準11の不備について直接指摘されたところはなかった。旧基準11の「点検・評価項目」は、「図書・図書館の整備」や「情報インフラ」の観点が中心であり、定量的な項目でもあり、これに明らかに反している大学は多くなかったということであろう。すなわち、認証評価結果をみる限り、大学図書館は少なくともその最低基準をクリアしているところが通例であるといえよう。

2011（平成23）年度からの認証評価に適用されている現行基準においては、基準7「大学は、学生の学修ならびに教員による教育研究活動を必要かつ十分に行えるよう、学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。」というかたちで、旧基準11が収斂されている。また、基準7の解説の図書館該当部分は以下のとおりであり、旧基準11の解説とは大きな隔たりはない。

「大学は、適切な規模の図書館を配備し、質・量とともに十分な水準の学術資料を系統的に集積し、その効果的な利用を促進する必要がある。また、図書館ネットワーク等を利用した、国内外の教育研究期間との学術情報の相互提供システムを構築することも重要である。」

これらのことから、今後も大学図書館が認証評価の評価結果を左右する重要なファクターとなる可能性は高くないといえよう。

3. 職員の資質向上・SDと大学図書館

1) 第8期中央教育審議会の議論の動向

先述のとおり、現在おこなわれている第8期中央教育審議会での審議事項の一つに「大学職員の資質向上」が挙げられている。周知のとおり、F

Dについては、大学設置基準第25条の3に「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。」とある。この規定は当初は努力義務（1999年）であったものが、義務付け（2007年）に改められたものである。義務化されたことにより、その内実は別として、各大学におけるFDの実施は活況を呈しているといえよう。

このため、ガバナンス答申以降の大学改革を一層推進するために、大学の管理運営に大きく関わる大学職員のSD活動の法制化・基準化があらためて議論され始めたのである。また、今回のSDの定義は、「事務職員や技術職員など職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。」（中央教育審議会『大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）』2014年2月）とされている。しかし、その対象は、この「審議まとめ」が学長のリーダーシップの確立を眼目としていることからも、大学職員には限定しておらず、大学の管理運営に関与している大学構成員も視野にいれているといえよう。

2) 大学図書館と研修活動

大学図書館は、戦後の学制改革によりその存在意義が再認識され、早くから研修・研究活動を行ってきた。日本の大学におけるSD活動の萌芽は大学図書館に始まるといつても過言ではないであろう。

大学図書館職員の研修活動については、大学を包括的に規定した「大学基準」（1947年）や「大学設置基準」（1956年）には特に定められていない。しかし、個別に大学図書館を規定した「大学図書館基準」（1952年）や、「国立大学図書館改善要項」（1953年）、「公立大学図書館改善要項」（1961年）、「私立大学図書館改善要項」（1956年）には、研修についての記述を確認することができる。大学職員の資質向上の議論は、大学図書館で始まっていたのである。それらの記述を表3にまとめた。

表3 大学図書館職員の研修に関する規定

大学図書館基準
四. 組織および運営 4. 図書館員の専門技術が図書館業務の進歩に伴い得るよう適当な方法が考慮されなければならない。
国立大学図書館改善要項
3 大学図書館の職員組織について □ 大学図書館の職員には、その職務の特殊性にかんがみ、つとめて再教育と研修を受ける機会を与え、専門知識と技術の向上を図り職階職級の改善につとめること。
公立大学図書館改善要項
4 研修 大学図書館の職員には、その職務の特殊性にかんがみ、つとめて再教育と研修を受ける機会を与え、専門知識と技術の向上を図ること。
私立大学図書館改善要項
5 研修、養成 (1)大学図書館の専門職員がその職務を遂行するためには、たえず専門の知識と技術の向上を計らなければならぬ。 従って、研究、調査、相互の視察、見学、連絡等研修の機会と時間が適当に考えられねばならない。 (2)大学図書館員はその職務の特殊性にかんがみ専門職員としての資格を得るために、所定の専門職養成講習、または大学に於ける図書館学の履修等に必要な機会が与えられなければならない。

これら基準や要項の研修に関する規定は、あくまでも大学図書館職員に限定したものであり、現在のSD活動からすれば、その射程は狭い。しかし、当時から大学図書館の職員には、広く研修活動の重要性が認識され、専門的知識の向上が志向されていたという歴史的事実は現代においても重要な意義を有している。

4. 私立大学図書館の組織開発活動の展開

大学図書館の組織開発活動は、他の大学組織に比しても早くから実施されてきた。私立大学を例に取ってみると、戦前から活発な活動がなされて

おり、現在の私立大学図書館協会の淵源は、戦前の東京私立大学図書館協議会である。また、特に戦後の学制改革の時期に、大学図書館は、『米国教育施設団報告書』等において、その重要性が再認識される存在となった。1960年代以降の大学図書館近代化といわれる時期には、大学図書館界は、日本学術会議や文部省とも連動して、活発な組織開発活動を展開している。1965年に文部省に大学図書館を主管とする情報図書館課が設置されたことはその象徴的な事象である。

『大学図書館』⁵⁾では、大学図書館の歴史の時代区分について、昭和20年代（1945年～1954年）を「復興期」、昭和30年代から昭和40年代前半期（1955年～1967年頃）を「成長期」と位置付けている。まさに、この時代に現在の大学図書館の在り方が定まったといつても過言ではない。本節では、特に「復興期」の大学図書館の組織開発活動について、『私立大学図書館協会史』⁶⁾をもとに、その活動の現代的意義を含めて、検討する。

1) 戦前の私立大学図書館の組織開発活動

東京私立大学図書館協議会は、文字通り東京地区の私立大学図書館10大学により、1930年に結成された。規約によると、その目的は「図書館に関する事項を研究し之が改善発達に資する」ことであった。第一回協議会の議題は以下の5点である。ここに挙げられた議題は、現代の大学図書館においても議論できる内容であり、大学図書館の課題の連続性がみられる。

- 一 図書館委員会制度について
- 二 校友の図書閲覧に関する取り扱いについて
- 三 研究室と図書館との関係について、
- 四 版画ものの管理法
- 五 庶務幹事辞任の件

東京私立大学図書館協議会は、その後第7回（1937年）まで協議会を重ねることとなる。その間の協議題については、「図書館行政上に関するもの十数件、図書館技術面に関するもの三十有余件に及び、自館の改善発達に役だったことは勿論、広く学校図書館の向上に資したことは言う迄もなかつた。」⁷⁾とされている。東京私立大学図書館協

議会は、1937年7月に臨時総会を開催し、そこで「全国私立大学図書館協議会」の創立について協議され、その創立が決定することとなる。

全国私立大学図書館協議会は、1938年に第一回大会を開催し、関西の大学も含めた15大学が参加している。この時の協議題は、二日間で16に及んでおり、審議の広がりが窺える。たとえば、協議題の十二は、「官公私立大学附属図書館長会議〔公的〕開催に関する件」とあり、設置主体の別を超えた会議体の設置が議論されている。同様の協議は、第二回大会（1939年）においても、協議題の四で「日本学校図書館協会の創立如何」が議論されている。官・公・私の区分を超えて大学図書館の組織問題を検討する必要性が当時から認識されていたといえよう。また、同年協議題には、七で「現行各大学図書館職制上の欠陥」、八で「各館における館員相互の図書館学研究の方法又はこれに関する特別の施設あらば承りたし」があり、大学図書館職員の待遇や研修に関することが議論されていたようである。八の協議題は同志社大学からの提案であり、「自館に於て常設の図書館(学)研究会を有する大学の実情を聞きたいと前置きし、同志社大学で行なっている研究会の運営報告が行なわれた。」⁸⁾とされている。大学図書館の研修活動の先駆け的な報告であったといえよう。

その後、「全国私立大学図書館協議会」は、第六回大会（1943年）で規約改正を行い、その名称を「私立大学図書館協会」に改めた。しかし、改称後は戦局の悪化により、大会が開催されることなく、終戦を迎えることとなる。

2) 戦後の私立大学図書館の組織開発活動

第七回総会（1946年）から戦後の私立大学図書館協会の活動が開始される。この総会には、来賓として連合国軍司令部C・I・Eのキニ一氏（民間情報局図書館担当官）が参加している。第七回総会は、1946年7月に開催されているが、同年3月には、『米国教育使節団報告書』⁹⁾が公刊されている。同報告書は、6つの章から構成されているが、第六章「高等教育」には、「大学附属の図書館」の項が設けられ、「あらゆる水準の高等教育において、研究及び個々の学生の進歩にとって必要欠くべか

らざるものは図書館である。」と述べられている。図書館は教育の民主化にとって重要な組織として位置付けられており、私立大学図書館協会の活動の再開にC・I・Eも留意とともに期待していたのであろう。

第七回総会は、戦後の窮乏期の開催でもあり、協議題を見ても、「一. 最近における図書入手の隘路を如何にして克服されつつありやにつき各館の現況を承りたし」や「二. 終戦後（戦前または戦時に比較して）特別の試みをなし居らるる館あらばその状況承りたし」など戦後色の強い内容となっている。「四. 図書館員出納員の労働に対し特別に食糧保証の件」などはその最たるものであろう。しかし、そのような議題の中にも、「十三. 私立大学図書館協会において加盟図書館の要覧を編纂刊行はどうか」や「二十. 学園の民主化運動と図書館の役割について各大学の現況を承りたし」といった新しい時代の到来を予測させるものも見出すことができる。

その後、1947年には教育基本法と学校教育法が公布され、新制大学が発足していくこととなる。第九回総会では、新制大学図書館の対応として幾つかの協議題が議論されている。たとえば、「九. 新制大学設置のため図書館として経営上に具体的な変更を加えられました館あらば、その具体策を」、「十. 一般教養図書を如何なる基準・方法によって決定せられましたか、また一般教養図書の総冊数」、「十一. 新制大学発足に伴い学生をして図書館を高度に利用せしむべき指導実践方策につき承りたし」など、新制大学図書館を運営していくにあたり真摯な議論が展開されていたといえよう。第九回総会で注目すべき協議題は、「三十. 大学図書館統計統一化の件」である。提案理由は「文部省・大蔵省その他へ図書館統計の提出方を求められることが多くなったが、その度に統計様式が、異なるので不便故、統一化をはかることが望ましい」とあるが、戦後の早い段階で、図書館統計の統一化を志向した論点は斬新といえよう。

第十回総会（1950年）では、新制大学の図書館員の資質等を巡って、「九. 大学図書館員の再教育機関設置に関する件」、「十. 私大図書館員資格に関する件」などが議論されている。また「十八.

図書館の主催にて読書会・講演会等実施せる校あらば、その状況・効果を承りたい」といった今日でいうならば、まさに大学図書館のSD活動についての議論もなされている。

第十一回総会の開催された1950年は、「図書館法」が公布された年であるが、公共図書館を対象とした同法の施行に伴う大学図書館としての対応についての協議が行われている。たとえば「三. 大学図書館法の制定に関する件」では、大学図書館の性格、機構、職員等を規定する大学図書館法の制定が議論されており、「五. 図書館員の教育について」では、図書館法が規定する司書・司書補の資格を大学図書館員が取得するための方法等が議論されている。その他に、この年の総会で注目されるべきは、「十四. 私立大学図書館実態調査の件」であろう。これは、新制大学が発足して最初の本格的な大学図書館の実態調査に関する提案であった。まさに、私立大学図書館協会規約の規定

(第二条「本会は私立大学図書館を以て組織し大学図書館に関する事項を調査研究し之が改善発達に資するを以て目的とする」)を体現する提案であったといえよう。なお、本調査の詳細については、あらためて後述する。

第十二回総会（1951年）の協議題では、「大学図書館基準」に関することが着目される。「四. 大学図書館基準決定に際し専門家を委員に加え又は専門家の意見を参酌することを要請するの件」、「五. 大学図書館基準の早期成文に関し本協会の名においてその促進方を申入れること」、「六. 大学図書館基準案研究批判の件」といった具合である。大学図書館基準は、大学基準協会によって1952年に制定されることになるが、その制定作業の停滞について、この年に議論がなされたものである。なお、この年から総会の中で、所属大学の図書館員による研究発表会が開催されることになり、6名の図書館員が研究発表を行なっている。総会の場そのものが、SD活動の舞台となったのである。

第十三回総会（1952年）では、議題「十四. 私立大学図書館改善案を作成するの件」が着目される。これは、既に作成作業中である「国立大学図書館改善要項」を念頭においたもので、その私立

大学版の作成についての議題である。この年に制定された大学図書館基準があまりにも総括的な内容であったため、その各論的な位置付けでの制定を志向していたといえよう。

第十四回総会（1953年）では、第十三回総会に統いて議題「四. 私立大学図書館改善要項作成の件」が議論され、その作成が可決されることとなった。まさに、私立大学図書館の組織活動の具体化の基準が作成されることになったといえよう。また、「十九. 図書館員の教養向上、厚生に関する件」では、図書館職員の研究会・講習会・親睦会等への積極的な参加について議論されている。これもSD活動の一つといえよう。

第十五回総会（1954年）では、「私立大学図書館改善要項作成の件」が報告されている。これは第十四回総会後に設けられた「私立大学図書館改善要項作成委員会」によるもので、同委員会は①大学図書館行政、②予算、③図書館職員、④図書館資料、⑤大学図書館施設、の5つの分科会から構成されていた。当時、大学においては、「大学職員」は、その認識が十分ではなかった時代であるが、大学図書館においては、「図書館職員」は欠くべからざる存在として認識されていたのである。

3) 「全国私立大学図書館実態調査」の現代的意義

「全国私立大学図書館実態調査」¹⁰⁾が1950年度に実施されている。これは先述のとおり、私立大学図書館協会の第十一回総会の折に協議され、その実施が計られたものである。同調査は、当時の私立大学図書館協会の加盟校のうち、47大学からの回答によっている。調査書の後記に「大谷、高野山両大学から資料の提供を受けなかつたことは誠に遺憾であるが…」¹¹⁾とあることから、この2大学を除く加盟大学からは全て回答があつたといえよう。

この調査の実施提案理由は「新制大学の発足に伴い、多数の大学が出きたが、大学図書館に関しては、法律もなく、基準も未完成で、図書館の運営上不便を感じることが少くない。将来、法律が制定され、近く基準が出来るとしても、目下各大学が如何なる姿で運営されているかを調査することは、自館の改善にも資する点が多いと思われ

る。」¹²⁾とある。大学基準協会による大学図書館基準の制定は1952年のことであり、大学図書館を限定した法律は以後も制定されることはなかった。戦後いち早く大学図書館の実態の全国調査を行なったことは、現代的視点からみれば、当時の大学図書館による自己点検・評価活動といつても過言でないといえよう。

調査項目は、表4のとおりである。図書費の全般について、予算に始まり、登録・貸出手続きまで一連の手続きを網羅する内容となっている。教育・研究サービスとは直接関係のない清掃にまで調査が及んでいる点は、現在では想定できない視点である。VIの分類や目録の項目に一人一日の平均処理冊数が問われているが、これについては、処理能力の調査ではないことの但し書きがあり、人の能力に関することは慎重に扱われている。先述のとおり、現代においては、大学図書館、特に私立大学図書館の多くで、これらの分類や目録の業務が外注化されており、まさに隔世の感である。

このように、この調査には、時代の変化もあり現代においてはその意義に限界があることは確かである。しかし、自館の改善のために、この調査を戦後の早期に全国規模で実施したその先見性は、現代においても高く評価できるものである。その後、大学図書館近代化運動を経て、文部省により「大学図書館実態調査」が実施されるのは1966年であり、「全国私立大学図書館実態調査」の歴史的意義は重要である。

表4 全国私立大学図書館実態調査の調査項目

I	図書館の図書購入費は大学予算総額のうち、幾パーセントを占めているか。
II	図書館図書購入費は、在籍学生一人当たり如何程についているか。
III	図書館が購入した図書（雑誌は含まない）数は在籍学生一人当たり幾冊になっているか。
IV	図書館に受入れた図書（寄贈を含む）数は在籍学生当たり幾冊になっているか。
V	図書館の人物費と図書費は図書館費（人物費と図書費との合計額）の中でどのような割合になっているか。

VI. a	分類表は何を採用しているか。
VI. b	分類係は、一人が一日に平均幾冊分類したか。
VI. c	目録係は、一人が一日に平均幾冊分の目録を作ったか。
VI. d	目録は幾種類作っているか。
VI. e	カード作製係は、一人が一日平均幾枚のカードを作ったか。その方法は如何。
VI. f	整理係の作業完了を平均すると、一人が平均一日に幾冊整理したことになるか。
VII	製本費は図書費の幾パーセントを計上しているか。又製本は外部に出しているか、内部で行うか。
VIII	図書費の割当はどのようにしているか。即ち平等に分けるか又は按分して分けるか。
IX	館長が自由に購入し得る額は図書費総額の幾パーセントに当るか。
X	副本を備える場合の基準はどのようになっているか。
XI. a	受付係は一人が一日に平均幾人の学生に対するか。
XI. b	書庫係（出納手）は一人が一日に平均幾冊の本を出納するか。
XI. c	貸出係は一人が一日に平均幾冊の本を扱っているか。その記録はどうやっているか。
XII. a	清掃は専任の（或いは学内共通の）清掃員で行うか又はその他の方法によっているか。
XII. b	清掃員は一人当たり幾坪を受持っているか。
XII. c	書庫の掃除は何日目に行っているか、又その広さはどの位か。

5. 大学図書館の組織開発活動の現代的意義

本稿では、大学図書館の組織開発活動について、私立大学図書館協会の活動を中心に俯瞰的な分析を行なった。このことにより、現在中教審で議論されているSDの義務化・基準化に関連して、大学におけるSD活動の嚆矢として、私立大学図書館の組織開発活動が位置付けられることが明らかとなった。現代的視点から見れば戦前と戦後における私立大学図書館協会を中心とした改善活動は、SD活動であり、組織的観点から見れば自己点検・評価活動であったといえよう。少なくとも、

これらの活動は、当時の大学の他部局においてはなされておらず、大学図書館の組織活動は大学においても格段に長い歴史を有しているといえよう。

しかし、90年代半ば以降に盛んになった大学職員のSD活動の展開過程において、本稿において扱った大学図書館の組織開発活動の歴史が顧みられるることはなかった。大学図書館の組織開発活動は、大学図書館近代化運動として60年代を中心に展開されるが、70年代以降の電算化の議論の過程をとおして、その主題を「情報化」に収斂していくこととなる¹³⁾。その結果、大学図書館の組織開発活動は図書館の情報化が先決事項となり、「大学組織としての大学図書館」、「大学職員としての大学図書館職員」という観点が欠落していくこととなる¹⁴⁾。さらに、その後の大学図書館は先述のとおり人的配置を見ても、非専任化・外注化が進行することとなり、大学組織としても極めて特異な運営形態がとられていくこととなる。

そのような現実の中でも、大学図書館は伝統的に個別大学の枠を超えたネットワークを広く有しており、様々な研修の機会も他部署に比較して少なくない。また、それぞれの研修（研究）活動が組織化され、その成果を発表する多種な資料も発刊されている。現在においても大学図書館職員の組織開発活動は、個別大学を超えたかたちで広く展開しているのである。

SD活動の重要性が強く指摘されるようになった現代においてこそ、大学図書館職員の組織開発活動の歴史に学び、その蓄積と経験を活かすことが求められているといえよう。

参考文献

- 1) 永田治樹：大学評価と図書館評価、情報の科学と技術、55(12), 541-545, 2005
- 2) 有川節夫・渡邊由紀子：大学図書館職員の育成・確保に向けた新たな取り組み、図書館雑誌、Vol. 105, No. 11, 738-743, 2011
- 3) 日本国書館協会：日本の図書館、日本図書館協会、東京
- 4) 大学基準協会、評価結果検索,
<http://www.juaa.or.jp/search/index.php>,
 (2015.12.20)
- 5) 岩猿敏生：大学図書館、13-30、雄山各出版、東京、1978)
- 6) 私立大学図書館協会：私立大学図書館協会史、1-90、私立大学図書館協会、1956
- 7) 私立大学図書館協会：私立大学図書館協会史、10、私立大学図書館協会、1956
- 8) 私立大学図書館協会：私立大学図書館協会史、20、私立大学図書館協会、1956
- 9) 伊ヶ崎暁生・吉原公一郎：戦後教育の原点②一米国教育使節団報告書他、現代史出版会、東京、1975
- 10) 私立大学図書館協会：全国私立大学図書館実態調査/第一回、1-30、私立大学図書館協会、1951
- 11) 私立大学図書館協会：全国私立大学図書館実態調査/第一回、30、私立大学図書館協会、1951
- 12) 私立大学図書館協会：私立大学図書館協会史、61、私立大学図書館協会、1956
- 13) 逸村裕・竹内比呂也編/竹内比呂也、変わりゆく大学図書館/大学図書館の現状と政策、3-18、勁草書房、東京、2005
- 14) 逸村裕・竹内比呂也編/土屋俊、変わりゆく大学図書館/現代日本の大学改革と大学図書館、19-8、勁草書房、東京、2005